

社会福祉法人万葉の里 評議員及び役員の報酬等及び費用弁償に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人万葉の里（以下「法人」という。）定款第8条（評議員の報酬等）及び第21条（役員の報酬等）の規定に基づき評議員及び役員の報酬等及び費用弁償について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において次の各号に掲げる用語意義は、当該各号に定める。

- (1)役員とは、定款第15条による者をいう。
- (2)常務理事とは、定款細則第2条第3号による者をいう。
- (3)執行理事とは、定款細則第2条第4号による者をいう。
- (4)報酬とは、職務遂行の対価として受ける財産上の利益をいう。
- (5)費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む。）等の経費をいう。

(報酬額)

第3条 評議員の報酬は日額とし、評議員会への出席（Web会議等での参加、決議省略による場合を含む。）の都度、定款第8条に定める金額の範囲内で、別表1に基づき支給する。ただし、国又は地方公共団体の職と兼職する評議員には支給しない。

2 役員（常務理事及び執行理事を除く。）の報酬は日額とし、理事会等法人業務への出席（Web会議等での参加、決議省略による場合を含む。）の都度、別表2に基づき支給する。

3 常務理事の報酬は時間額とし、理事会等法人業務への出席（Web会議等での参加、決議省略による場合を含む。）の都度、別表3に基づき支給する。但し、法人職員が兼務する場合は、別表4に基づき支給する。

4 執行理事の報酬は月額とし、別表5に基づき支給する。

(報酬支払方法)

第4条 前条各項に規定する報酬は、現金をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

(費用の弁償)

第5条 第3条により日額報酬を支払うときは、社会福祉法人万葉の里役員に支給する旅費及び費用弁償に関する規則（平成15年1月11日施行、以下「旅費、費用弁償規則」という。）により費用弁償をすることができる。ただし理事長、副理事長及び常務理事については、旅費、費用弁償規則第4条第2項の規定により費用弁償に代えて交通費実費相当額又は定期券の支給をすることができる

2 理事(理事長、常務理事及び執行理事を除く。)が理事会に出席したとき、評議員が評議員会に出席したとき、又は監事が理事会若しくは評議員会に出席したときは、旅費、費用弁償規則による費用弁償は行わない。

(規程の改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第7条 この規程に定めるもののほか、役員等の報酬に関して必要な事項は理事長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成 29 年 6 月 15 日から施行する。

(社会福祉法人万葉の里役員等の報酬に関する規程及び社会福祉法人万葉の里監事に支給する報酬に関する規則の廃止)

- 2 社会福祉法人万葉の里役員等の報酬に関する規程（平成 25 年 10 月 1 日施行）及び社会福祉法人万葉の里監事に支給する報酬に関する規則（平成 19 年 1 月 11 日施行）は廃止する。

付 則

この規程は、令和 5 年 6 月 15 日より施行する。

付 則

この規程は、令和 3 年 6 月 15 日より施行する。

別表 1 評議員の報酬

役職	報酬日額
評議員	5,000 円

※ただし、理事長の依頼により研修等へ参加した場合 3,000 円を支給する。

別表 2 役員（常務理事及び執行理事を除く。）の報酬

役職	報酬日額
理事長	15,000 円
理事・監事	5,000 円

※ただし、理事長の依頼により研修等へ参加した場合 3,000 円を、財務諸表を監査し得る監事については、定款第 18 条に定める業務を行った場合に日額 15,000 円を支給する。

別表 3 常務理事の報酬

役職	報酬時間額
常務理事	1,700 円

別表 4 常務理事の報酬

役職	報酬月額
常務理事	10,000 円

別表 5 執行理事の報酬

役職	報酬月額
執行理事	5,000 円